未定稿

畜産クラスター事業のうち
持続性向上タイプ

成果目標Ｑ＆Ａ

注：Q&A は、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和８年６月２６日版

農林水産省畜産局　企画課・畜産振興課・飼料課

公益社団法人中央畜産会

目次

Ⅰ　共通事項 1
問１ 持続性向上タイプで事業を実施する場合、どのように成果目標を設定すればいいですか。 1
問２ 持続性向上タイプの成果目標はいつまでに達成すればいいですか。 2
問３ 選択する成果目標により、取り組める内容に違いはありますか。 2
問４ 施設整備事業において、一つの事業計画で複数の成果目標を設定してもいいですか。 3
問５ 取組主体が飼料生産組織（ＴＭＲセンター、コントラクター等）の場合、構成員（利用者）の効果を積み上げて成果目標を設定できますか。 3
問６ 成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。 3
問７ 持続性向上タイプの成果目標についても、事業評価時に価格補正をする必要がありますか。 4
問８ 同年度に施設整備事業と機械導入事業を実施する場合、まとめて一つの成果目標を設定すればいいですか。あるいは、別々の目標を設定する必要がありますか。 4
問９ 過去に収益性向上タイプで実施した事業において、成果目標が未達成の場合でも、持続性向上タイプで事業を実施できますか。 4
問 10 同年度に収益性向上タイプと持続性向上タイプを実施することはできますか。 5

Ⅱ　国産飼料の生産・利用 6

【国産飼料利用量】 6
問１ 国産飼料利用量はどのように算出すればいいですか。 6
問２ 個人農家において、国産飼料利用量（収穫量）を測ることが困難です。 6
問３ 国産飼料利用量の「国産飼料」には何が含まれますか。国産飼料原料を一部含んだＴＭＲ等も含まれますか。 7
問４ 国産飼料の種類（粗飼料・濃厚飼料、作物種）ごとに利用量の目標を設定できますか。 7
問５ 規模拡大（増頭羽）に伴い、経営全体の国産飼料利用量を増やす取組でも、成果目標に設定できますか。 7

【飼料作付面積】 8
問６ 飼料作付面積はどのように算出すればいいですか。どのような根拠資料が必要ですか。 8
問７ 飼料作付面積の「飼料」には稲わらも含まれますか。 8
問８ 作付けする特定の飼料作物の種類に限定して、飼料作付面積の目標を設定できますか。 9
問９ 「高栄養作物種」の基準を教えてください。マメ科牧草や飼料用米は該当しますか。 9

問 10 二毛作・二期作に取り組む場合は、どのように飼料作付面積を計上すればいいですか。 9
問 11 自身が所有する面積を飼料生産組織に作業委託をしている場合、当該面積を計上していいですか。 10
問 12 借地に自身で飼料作付けをしている場合、当該面積を計上していいですか。 10
問 13 耕種農家の所有する土地において、飼料作物の生産作業を代行している場合は、当該面積を計上していいですか。 11

【単収】 11
問 14 単収はどのように算出すればいいですか。どのような根拠資料が必要ですか。 11
問 15 個人農家において、正確な収穫量が分からないので単収を計算することが困難です。 12
問 16 牧草から青刈りとうもろこしへ転換することで、経営全体で利用する飼料の単収を増加させるという考え方はできますか。 12
問 17 単収の地域平均データがない作物種について、新たに生産を開始する場合、どのように現状値を設定すればいいですか。 12

Ⅲ 温室効果ガスの排出削減 13
問１ 温室効果ガスの排出削減とは、具体的にどのような取組を想定していますか。 13
問２ 温室効果ガスの排出量はどのように算出すればいいですか。 13
問３ 現状の家畜排せつ物の処理方法が、何に該当するか分かりません。 14
問４ 異なる排せつ物処理区分を併用する場合、温室効果ガスの排出量はどのように算出すればよいですか。 15
問５ 牛への脂肪酸カルシウムを給与する取組は対象になりますか。 16
問６ 収益性向上タイプの省エネ優先枠のように、省エネ性能の高い機械装置や環境性能の高い農業機械を導入することを成果目標に設定できますか。 16
問７ 規模拡大や規模縮小に伴い、家畜の飼養頭羽数が変化する場合、どのように成果目標を設定すればいいですか。 16
問８ 新たに経営を開始する場合、温室効果ガス排出量の現状値がありませんが、本成果目標を選択できますか。 16

Ⅳ 資源循環型農業の促進 17

【家畜ふん尿の堆肥化】 17
問１ 堆肥販売量を飼養頭数と１頭当たりの排せつ物量から計算していいですか。また、どのような根拠資料が必要ですか。 17
問２ 堆肥を販売ではなく、稲わら等と交換している場合も、堆肥販売量を成果目標として設定できますか。 17
問３ 堆肥を販売ではなく、自身のほ場に施用している場合も、自家使用量を堆肥販売量として成果目標に設定できますか。 17

問４ 規模拡大（増頭羽）に伴い、堆肥販売量を増やす取組でも、成果目標に設定できますか。.....18
問５ 新たに経営を開始する場合、堆肥販売単価を成果目標に設定できますか。.....18

【家畜ふん尿のエネルギー化】.....18
問６ 家畜ふん尿のエネルギー化とは、具体的にどのような取組を想定していますか。....18
問７ 本成果目標を選択することで、バイオガスプラントの発電設備や鶏糞焼却施設に附帯する鶏糞ボイラー（暖房設備）も補助対象になりますか。.....19

Ⅴ 雇用創出.....20

【共通】.....20
問１ 「飼養管理のために」とは具体的に何を想定していますか。.....20
問２ なぜ雇用している家族は雇用人数に含まれないのですか。また、なぜ家族労働費は人件費に含まれないのですか。.....20
問３ 技能実習生、育成就労外国人及び特定技能外国人を雇用人数に含めて成果目標を設定していいですか。.....20

【雇用人数】.....21
問４ アルバイトやパートタイム労働者も雇用人数１人分として計上していいですか。....21

【人件費】.....21
問５ 人件費として成果目標に設定できる経費の基準を教えてください。賃金や福利厚生費など限定的な人件費を目標に設定できますか。.....21
問６ 人件費を成果目標に設定する場合は、経営全体の人件費で設定する必要がありますか。.....22
問７ 省力化機械の導入等により雇用人数を減らした分、一人当たり人件費を増加させる取組も認められますか。.....22
問８ 酪農ヘルパーや肉用牛ヘルパーの利用料を人件費に含めることはできますか。.....23
問９ 人件費は年当たりの数値（年給等）で設定する必要がありますか。あるいは月当たり（月給等）でも構いませんか。.....23
問 10 時間外労働報酬（残業代）の増加により人件費を増加させるという成果目標の考え方はできますか。.....23
問 11 新たに経営を開始する場合、人件費の現状値がありませんが、本成果目標を選択できますか。.....24
問 12 人件費の地域平均はどのように計算すればいいですか。公的なデータではなく聞き取り等による数値でも構いませんか。.....24

Ⅵ ブランド化・付加価値向上.....25

【直売等への提供】.....25
問１ 直売への提供以外にどのような取組を想定していますか。.....25
問２ 自社ブランドを特定の卸売業者を通じて販売している場合は、対象になりますか。.25

【農場ＨＡＣＣＰ等の取得によるブランド化】.....25
問３ 農場ＨＡＣＣＰ認証以外にどのような取組を想定していますか。.....25
問４ ブランド化の基準を教えてください。農場ＨＡＣＣＰ認証等を取得すればブランド化したことになりますか。.....26
問５ 農場ＨＡＣＣＰ認証等の更新タイミングで報告する必要はありますか。.....26
問６ 新たにブランド化に取り組む場合、現状値はどのように考えればいいですか。販売量の現状値は０（ゼロ）と考えていいですか。.....27
問７ 規模拡大（増頭羽）等に伴い、すでにブランド化している畜産物の販売量を増加させる取組でも、本成果目標を設定できますか。.....27

Ⅶ 消費者の理解醸成.....28
問１ すでに教育ファーム認証を取得している場合も、本成果目標を選択できますか。....28
問２ 教育ファーム認証やファシリテーター認証の更新タイミングで報告する必要はありますか。.....28
問３ 目標値を計算するために必要な「常時従業員数」の考え方について教えてください。28
問４ 目標年度の常時従業員数が、現状より減少しても大丈夫ですか。.....29
問５ 小中学校等への出張講義の参加者数を来場者数として計上していいですか。.....29
問６ 本成果目標を選択することで、見学者の受け入れに必要な体験スペースや消毒設備も補助対象になりますか。.....29

Ⅷ 新規就農・経営継承.....30
問１ どのような者を支援チームの構成員にすればいいですか。.....30
問２ 協議会内の既存の枠組みを活用して支援チームを構築していいですか。.....30
問３ 新規就農者・経営継承者の基準を教えてください。.....30
問４ 目標年度までに後継者に引き継ぐ計画で現経営主が事業参加することは可能ですか。31
問５ 法人経営の引継ぎの場合は対象になりますか。.....31
問６ 本成果目標を選択することで、家畜導入が可能になりますか。.....32

Ⅸ 家畜輸送の社会的課題への対応.....33
問１ 家畜運搬車を新たに導入したいのですが、出荷日数の考え方について教えてください。.....33
問２ 成果目標「出荷頭数の５％以上の増加」について、出荷頭数の考え方を教えてください。.....33
問３ 家畜運搬車を農場から市場及びと畜場への運搬に使用しつつ、農場間の運搬にも使用することは認められますか。.....34
問４ 交配時期を決めているため、月により出荷頭数に大きな差がありますが、任意のひと月の出荷日数を目標値に設定していいですか。.....34
問５ 月当たりの出荷頭数は変えず、複数の市場に分散して出荷することで、家畜運搬車を使用する日数（出荷日数）を増やす取組は認められますか。.....34
問６ 取組主体が新たに運転手を雇用するという成果目標は設定可能ですか。.....35

Ｘ　動物福祉（アニマルウェルフェア）の実践.....36
問１　「アニマルウェルフェア畜産物」の基準を教えてください。.....36
問２　具体的にどのような取組をすればアニマルウェルフェアを実践したことになりますか。アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の項目にいくつ以上取り組む必要があるといった基準はありますか。また、アニマルウェルフェアの認証を取得する必要がありますか。.....36
問３　アニマルウェルフェアの取組が販売単価の向上に繋がる理屈の妥当性をどのように判断すればいいですか。認められる取組の具体例を教えてください。.....37
問４　なぜ他の成果目標とは違い、販売量と販売単価の両方を増加させる必要があるのですか。.....37
問５　すでにアニマルウェルフェアに取り組んでいるので、これ以上販売単価を向上させることが困難です。.....38
問６　酪農の場合、販売単価が乳価交渉により決定されるので、個別農家の取組で販売単価を向上させることができません。.....38

ＸＩ　家畜疾病対策の強化・高度化.....39
問１　疾病発生率・事故率の減少率はどのように計算すればいいですか。現状値が５％の場合は、０％にしなければならないのでしょうか。.....39
問２　疾病発生率は、特定の疾病に限定して設定してもいいですか。.....39
問３　搾乳牛の低カルシウム血症や肥育牛の第四胃変位など非感染症の発生率を目標に設定できますか。.....39
問４　高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生率を目標に設定できますか。.....40
問５　事故率について、経営全体の事故率で設定する必要がありますか。分娩事故率や肥育期間事故率など、特定期間の事故率を目標に設定できますか。.....40
問６　暑熱対策を行うことで、熱射病の発生率を減少させる取組は、成果目標として認められますか。.....41

ＸⅡ　野生鳥獣害防止対策.....42

【被害面積の減少】.....42
問１　被害面積の考え方を教えてください。ほ場の一部が被害を受けた場合、どこまでを被害面積に計上するか判断が難しいです。また、何が被害の根拠資料になりますか。....42
問２　野生鳥獣による被害であれば、どんな動物による被害も面積に計上できますか。....42

【被害件数の減少】.....42
問３　被害件数の考え方を教えてください。地方自治体に報告した件数が被害件数になりますか。また、何が被害の根拠資料になりますか。.....42
問４　閉鎖型の施設を整備することで、ネズミ等の小動物による被害件数を低減させる取組も支援対象になりますか。.....43

【共通】.....43
問５　野生鳥獣の被害を受けていない農場が本成果目標の選択をすることはできますか。.43

ＸⅢ　多様性の確保 44

【希少血統の種雄牛造成】 44
問１　どのような取組が対象になるか教えてください。 44
問２　希少血統の種雄牛の精液利用や蒔き牛としての利用は対象にならないのですか。 44
問３　種雄牛そのものを飼養する取組は対象にならないのですか。 44
問４　「希少血統」の基準を教えてください。遺伝子保有確率や近交係数で判断すればいいのでしょうか。また、どのような根拠資料が必要ですか。 45
問５　自家農場でＯＰＵ－ＩＶＦを行い、自身の繁殖雌牛に受精卵移植をしていますが、この場合、本成果目標を選択することで、採卵室等も補助対象になりますか。 47

【希少血統雌牛の飼養】 47
問６　「希少血統雌牛」の基準を教えてください。遺伝子保有確率や近交係数で判断すればいいのでしょうか。また、どのような根拠資料が必要ですか。 47
問７　自家保留ではなく、希少血統雌牛を外部導入して飼養割合を増やす取組も認められますか。 47
問８　目標年度までに優良繁殖雌牛更新加速化事業のリストが更新された場合、どの時点のリストを参照して、希少血統雌牛の飼養割合に係る成果目標の達成状況を判断すればいいですか。 48
問９　現状で希少血統雌牛の割合が５％を超えている場合は、どのように成果目標を設定すればいいですか。 48

【短期肥育】 48
問 10　短期肥育牛の基準を教えてください。 48
問 11　黒毛和種から交雑種に切り替えることにより、出荷月齢を早める取組は認められますか。 49
問 12　現状で短期肥育牛の割合が５％を超えている場合は、どのように成果目標を設定すればいいですか。 49

【素牛の早期出荷】 49
問 13　早期出荷素牛の基準を教えてください。 49
問 14　現状で早期出荷素牛の割合が５％を超えている場合は、どのように成果目標を設定すればいいですか。 50

Ⅰ　共通事項

問１　持続性向上タイプで事業を実施する場合、どのように成果目標を設定すればいいですか。

１　持続性向上タイプの成果目標は、畜産クラスター計画に基づく取組による持続性・社会的価値向上効果として、以下の12テーマから選択できます。

分類	テーマ	成果目標
環境	1-1)国産飼料の生産・利用	ア　国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の５％以上の増加（北海道のみ選択可能） イ　国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の３％以上の増加（都府県のみ選択可能）
	1-2)温室効果ガス排出削減	温室効果ガス排出量の５％以上の削減
	1-3)資源循環型農業の促進	ア　家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の５％以上の増加 イ　家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の５％以上の低減
地域経済・担い手	2-1)雇用創出	飼養管理のために雇用する人数又は人件費の５％以上の増加
	2-2)ブランド化・付加価値向上	ア　直売等への提供量の５％以上の増加 イ　農場ＨＡＣＣＰ取得等による販売量又は単価の５％以上の増加
	2-3)消費者の理解醸成	教育ファームの認証の取得及び来場者数を取組主体等の常時従業員数×20名以上とする
	2-4)新規就農・経営継承	新規就農者・経営継承者への経営支援チームの体制構築及び３回/年以上の支援会議の開催
	2-5)家畜輸送の社会的課題への対応 (機械導入事業のみ)	家畜市場又はと畜場への出荷日数月15日以上若しくは出荷頭数の５％以上の増加
動物福祉・家畜衛生等	3-1)動物福祉の実践	動物福祉に配慮して生産された畜産物の出荷量又は販売量の５％以上の増加及び販売単価の５％以上の増加

	3-2)家畜疾病対策の強化・高度化	疾病発生率又は事故率の５％以上の低減
	3-3)野生鳥獣害防止対策	野生鳥獣による被害面積又は被害件数の５％以上の低減
	3-4)多様性の確保	ア　希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合を５％以上とする イ　短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数を全出荷頭数の５％以上とする

２　事業の実施に当たっては、取組の内容に合致した成果目標を選択した上で、整備する施設や導入する機械が成果目標の達成に向けて、どのように機能するかをよく整理してください。

問２　持続性向上タイプの成果目標はいつまでに達成すればいいですか。

１　持続性向上タイプの成果目標の目標年度は、施設整備事業と機械導入事業で共通して、事業実施年度(施設整備事業を複数年度にわたって実施する場合にあっては事業完了年度)の翌年度から５年を超えない範囲内で畜産クラスター協議会が設定します。

２　なお、機械導入事業において、法定耐用年数が５年に満たない機械装置を導入する場合は、法定耐用年数以内で目標年度を設定してください。

問３　選択する成果目標により、取り組める内容に違いはありますか。

１　選択する成果目標（テーマ）と整備できる施設及び導入できる機械装置の種類が定められています。

２　詳細は、実施要領別紙１－２の別表３及び別紙２－２の別表３をご確認ください。

問４　施設整備事業において、一つの事業計画で複数の成果目標を設定してもいいですか。

１　多数の成果目標を設定すると、整備する施設と事業効果の関係性を適切に評価できなくなるおそれがあるため、基本的に一つの成果目標を設定してください。

２　一方、選択する成果目標により、整備できる施設の種類に定めがあることから、二つまで成果目標を設定することも認めます。

問５　取組主体が飼料生産組織（ＴＭＲセンター、コントラクター等）の場合、構成員（利用者）の効果を積み上げて成果目標を設定できますか。

持続性向上タイプにおいては、経営全体の収益性ではなく、個別の取組にフォーカスした成果目標を設定することになるため、ＴＭＲセンターやＣＳ、ＣＢＳといった外部支援組織が取組主体になる場合は、構成員（利用者）の効果を積み上げて成果目標を設定するのではなく、外部支援組織自らの取組の効果を成果目標に設定してください。

問６　成果報告書の成果目標の達成率はどのように算出したらよいのですか。

１　収益性向上タイプと同様に、次の計算式により達成率を算出してください。

$$\text{達成率} = \frac{\text{目標年度の実績値} - \text{計画作成時の現状値}}{\text{成果目標値} - \text{計画作成時の現状値}} \times 100\%$$

２　これは、数値目標を設定する全ての成果目標に共通しますが、テーマ「新規就農・経営継承」における成果目標である「新規就農者・経営継承者への経営支援チームの体制構築及び３回/年以上の支援会議の開催」については達成率の算出は不要であり、会議の開催実績を成果として報告します。

問７　持続性向上タイプの成果目標についても、事業評価時に価格補正をする必要がありますか。

１　持続性向上タイプにおいても、目標年度の実績値を算出するに当たって、市場の需給といった外的要因の影響を受けるデータについては、補正をした上で評価を行ってください。

２　具体的には、以下の成果目標の評価に当たって補正が必要と考えています。補正の方法については、別途通知等で定めることとします。

（補正が必要な項目）
・飼養管理のための人件費
・ブランド化した畜産物等の販売単価
・動物福祉に配慮して生産された畜産物の販売単価

問８　同年度に施設整備事業と機械導入事業を実施する場合、まとめて一つの成果目標を設定すればいいですか。あるいは、別々の目標を設定する必要がありますか。

１　同年度に施設整備と機械導入を実施する場合、施設整備事業と機械導入事業の成果目標をまとめて１つとして、同じ成果目標にすることも可能です。

２　ただし、機械導入による効果が施設整備による効果と異なる場合は、別々の成果目標を設定することが適当です。

問９　過去に収益性向上タイプで実施した事業において、成果目標が未達成の場合でも、持続性向上タイプで事業を実施できますか。

１　収益性向上タイプと持続性向上タイプは政策目的が異なる別のメニューであるため、基本的に過去に設定した収益性向上タイプの成果目標等の達成状況に関わらず、持続性向上タイプで施設整備・機械導入を実施できます。

２　ただし、引き続き、過年度の成果目標等の達成に向けて取り組んでいただく必要があることに加え、過年度の成果目標等の達成状況について、新たな事業による効果を切り離して適切に評価する必要がありますので、未達成の成果目標を持続性向上タイプでの施設整

備・機械導入により達成することは認められません。

問10　同年度に収益性向上タイプと持続性向上タイプを実施することはできますか。

（施設整備事業）

1　施設整備事業においては、整備する施設と事業効果の関係性を適切に評価できなくなるおそれがあるため、同一農場において、両タイプを併用して事業を実施することは想定していません。まずは、どちらかのタイプにまとめて事業を実施することをご検討ください。

2　一方、例えば、経営内で飼養管理部門と堆肥生産部門が分かれており、会計（決算書）も各部門で分かれている場合は、飼養管理部門を収益性向上タイプで、堆肥生産部門を持続性向上タイプで申請するといったことが可能です。

3　なお、このように、同一農場において、両タイプを併用した場合においても、補助金額の上限は、合わせて年度当たり５億円となります。

（機械導入事業）

4　機械導入事業においては、両タイプの併用に制限はありませんので、それぞれのタイプで要望を出していただいて構いません。

Ⅱ　国産飼料の生産・利用

【国産飼料利用量】

問１　国産飼料利用量はどのように算出すればいいですか。

１　基本的に１日当たりの給与量×年平均飼養頭数で１年間の利用量を計算しますが、１日当たりの給与量が大きく変動する等、計算が困難な場合は、以下の方法で推計することも可能です。

（自給飼料を利用している場合）
　収穫量（例：１ロール当たりの重量×数量）＋期首在庫量－期末在庫量により、１年間の利用量を推計。
　単収が明らかな場合は、飼料作物の種類ごとの面積×単収の足し上げにより、１年間の利用量を推計することも可。

（国産飼料を購入している場合）
　売買契約書や購入伝票等に基づく購入量＋期首在庫量－期末在庫量により、１年間の利用量を推計。

２　なお、国産飼料利用量の「利用」とは、あくまで家畜の飼料として利用する量（給与量と同義）ですので、購入した稲わらを敷料として使用する場合等は、その量を国産飼料利用量に計上することはできません。

問２　個人農家において、国産飼料利用量（収穫量）を測ることが困難です。

１　問１のとおり、自給飼料の収穫量から国産飼料利用量を推計することが可能です。

２　また、トラックスケール等を持たない個人農家において、自給飼料の収穫量を測定することが困難な場合は、実重量ではなく、１ロール当たりの平均的な重量から計算した総重量を基に国産飼料利用量を計算することができます。

３　なお、本成果目標を選択して、機械導入事業に取り組む場合は、国産飼料利用量（収穫量）に応じて、機械の能力や容量を決定する必要があります。１ロール当たりの重量はロ

ールベーラーの性能によって異なりますので、販売店やメーカー等にお問合せください。

問３　国産飼料利用量の「国産飼料」には何が含まれますか。国産飼料原料を一部含んだＴＭＲ等も含まれますか。

１　代表的な国産飼料としては、牧草、青刈りとうもろこし、稲ＷＣＳ、飼料用米等がありますが、飼料利用する目的で栽培されている作物であれば粗飼料・濃厚飼料の類は問いません。

２　また、国産飼料原料を含んだＴＭＲについては、ＴＭＲの全量に国産原料の混合率（重量割合）をかけることで、国産飼料の量を計算してください。

問４　国産飼料の種類（粗飼料・濃厚飼料、作物種）ごとに利用量の目標を設定できますか。

１　国産飼料利用量については、特定の種類の利用量に限定せず、経営全体の利用量を目標に設定してください。

２　仮に特定の種類の利用量に限定した場合、利用している国産飼料の割合を変更することで目標が達成されてしまい、適切ではありません。

問５　規模拡大（増頭羽）に伴い、経営全体の国産飼料利用量を増やす取組でも、成果目標に設定できますか。

規模拡大せず国産飼料の利用拡大を増やす取組と同様に、規模拡大とともに国産飼料の利用量を増やす取組についても、安定的な経営を継続する観点で重要であることから、成果目標として適切だと考えています。

【飼料作付面積】

問６　飼料作付面積はどのように算出すればいいですか。どのような根拠資料が必要ですか。

１　基本的に畜産農家又は飼料生産組織自らが飼料作物を作付け、収穫した面積が飼料作付面積となります。

２　飼料作付面積を成果目標に設定する場合は、面積の根拠となる書類（例：農地法第３条の許可書、土地登記簿、土地課税台帳、農地管理台帳等）及び飼料の作付けや収穫の状況がわかる書類（例：作業日誌、収穫時の写真等）を用意してください。

３　なお、航空写真や地図による面積の確認は、
・当該面積が本当に取組主体の作付面積として計上していい土地なのか
・実際に作付・収穫行為が行われたのか
が判断できないため、適切ではありません。

４　ただし、土地所有面積と作付面積が大きく異なっており、２で示した根拠資料のみでは作付面積の根拠とならない場合（条件不利地が含まれており作付けできない部分がある場合等）にあっては、水土里情報システム等を使用して、地図上で面積の算出を行うことも可能とします。

問７　飼料作付面積の「飼料」には稲わらも含まれますか。

１　稲わらは米生産の副産物であり、作付けや収穫行為が行われないことから、稲わらの収集面積を飼料作付面積に含めることはできません。

２　一方、稲わらの利用量を国産飼料利用量に含めて、成果目標に設定することはできます。

問８　作付けする特定の飼料作物の種類に限定して、飼料作付面積の目標を設定できますか。

１　経営全体の飼料作付面積を成果目標として設定することが基本になります。

２　ただし、牧草から青刈りとうもろこし等の高栄養作物種への転換に取り組む場合は、当該高栄養作物種に限定して、その作付面積を成果目標に設定することができます。

問９　「高栄養作物種」の基準を教えてください。マメ科牧草や飼料用米は該当しますか。

１　青刈りとうもろこし、サイレージ用のソルゴーや子実型のソルガム類は、一般的な牧草と比べてＴＤＮが高いことから、高栄養作物種に該当しますが、ソルガム類のうち、茎が細く分げつが多いスーダングラス（いわゆるグラスタイプのソルガム）は高栄養作物種ではありません。

２　また、飼料用米は一般的な牧草と比較して、10a当たりＴＤＮが高いとは言えないため、高栄養作物種に含まれません。

３　一方、アルファルファのようなマメ科牧草はＴＤＮとしてはイネ科牧草と大差はないものの、タンパク質含量が高く、濃厚飼料からの代替が期待できるため、高栄養作物種と考えて構いません。

（参考：10a当たりＴＤＮ比較）

作物種	牧草(チモシー)	青刈りとうもろこし	飼料用米	稲ＷＣＳ
単収(TDN kg/10a)	556	756	433	362

資料：農林水産省「作物統計」、中央畜産会「日本標準飼料成分表」等から推計

問10　二毛作・二期作に取り組む場合は、どのように飼料作付面積を計上すればいいですか。

１　二毛作・二期作に取り組む場合は、作期ごとに作付け・収穫が行われることから、作付けの回数分の延べ面積として計上できます。

2　ただし、永年生牧草の二番草・三番草については、それぞれに作付けを行うわけではなく、一番草から連続的に栽培されるものですので、二毛作・二期作とは違い、延べ作付面積に計上することはできません。

3　なお、機械導入事業にあっては、成果目標に計上してはならない二番草・三番草の収穫量を考慮して機械の仕様を選択しても差し支えありませんが、機械の仕様が成果目標の面積から想定される収穫量より大きく、過大に見える場合などには、別途事業参加申請時に作業面積を確認させていただきます。

問11　自身が所有する面積を飼料生産組織に作業委託をしている場合、当該面積を計上していいですか。

1　畜産農家が自身の土地における生産作業を飼料生産組織等に委託している場合、委託契約の内容や面積が確認できる書類があれば、当該面積を畜産農家の飼料作付面積に計上できます。

2　ただし、飼料生産組織が実施する事業において、当該面積を重複して飼料作付面積に計上して、成果目標に設定することはできませんので、ご注意ください。

3　また、飼料生産組織等に委託する作業に必要な機械の導入を委託者が申請することはできません。

問12　借地に自身で飼料作付けをしている場合、当該面積を計上していいですか。

1　事業を実施する者が飼料作付けを行っている場合は、借地面積を飼料作付面積に計上できます。

2　ただし、当該借地において、目標年度まで継続的に飼料生産ができることを、覚書等により確認します。

問13　耕種農家の所有する土地において、飼料作物の生産作業を代行している場合は、当該面積を計上していいですか。

1　基本的に畜産農家又は飼料生産組織自らが飼料作物を作付け、収穫した面積が飼料作付面積となります。

2　ただし、耕種農家の所有する土地において、契約により肥培管理を耕種農家等に委託し、畜産農家又は飼料生産組織自らが収穫・調製を行う場合は、当該面積を飼料作付面積に計上できます。

3　なお、畜産農家が生産作業に関与せず、耕種農家から飼料作物を受け取っている場合は、当該生産面積を畜産農家の飼料作付面積に計上できませんので、国産飼料利用量を成果目標に設定することをご検討ください。

【単収】

問14　単収はどのように算出すればいいですか。どのような根拠資料が必要ですか。

1　本成果目標の趣旨は、適切な肥培管理や適期収穫等を通じて、飼料作物の種類ごとの単収を向上させる取組を支援するというものであり、単収は、取組主体が選択した飼料作物（牧草や青刈りとうもろこし）の収穫面積と収穫量（実重量又は１ロール当たりの平均的な重量から計算した総重量）から算出します。

2　根拠資料については、
・播種した品種及びその品種の平均単収がわかる根拠書類（種子の購入伝票、メーカーカタログ等)
・作付け面積が確認できる根拠書類（農地管理台帳等）
・収穫量（ロール数等）が確認できる根拠書類（作業日誌、収穫物の写真等）
の３点が必要になります。

3　また、単収を成果目標に設定する場合であっても、目標年度における当該飼料作物の生産面積は、現状を下回らないようにする必要があります。

4　なお、同種類の飼料作物であれば、多収品種への切り替えにより、単収を増加させる取組でも構いません。

問15　個人農家において、正確な収穫量が分からないので単収を計算することが困難です。

問２のとおり。

問16　牧草から青刈りとうもろこしへ転換することで、経営全体で利用する飼料の単収を増加させるという考え方はできますか。

１　問14の１のとおり、生産する飼料作物の種類を変えるだけでは、単収が増加したとは言えないことから、単収を成果目標に設定する場合は、経営内で生産している飼料作物の種類ごとに設定する必要があり、現状値と目標値で飼料作物の種類を変えることはできません。

２　なお、牧草から青刈りとうもろこしへの転換に取り組む場合は、問８のとおり、転換する作付面積を成果目標とすることもできます。

問17　単収の地域平均データがない作物種について、新たに生産を開始する場合、どのように現状値を設定すればいいですか。

１　新たに生産を開始する作物種の単収を成果目標とする場合、地域の平均単収等を現状値として設定し、そこから５％以上（都府県においては３％以上）増加させる目標値を設定する必要があります。

２　ここで言う地域の平均単収とは、作物統計で集計されている都道府県別の単収の他、協議会内の中心的な経営体の平均単収等も想定しています。

３　地域内で当該作物種の生産が全く行われていない場合は、作付けする品種について、種苗メーカー等が公表している平均的な単収を基準として現状値とし、肥培管理の改善等により、５％以上（都府県においては３％以上）増加させる目標値を設定してください。

Ⅲ　温室効果ガスの排出削減

問１　温室効果ガスの排出削減とは、具体的にどのような取組を想定していますか。

１　本成果目標は、生産方法の変更により、家畜飼養管理に直接的に関係する温室効果ガスの排出量を削減することを趣旨としています。

２　具体的には、
・堆積発酵から撹拌式強制発酵への切り替えといった家畜排せつ物処理方法の変更により、一酸化二窒素等の排出量を削減する取組
・カシューナッツ殻液等の飼料添加物の給与により、家畜由来のメタン等の排出量を削減する取組（ただし、飼安法により飼料添加物として指定されたものであり、Ｊクレジット制度等により、排出量削減の方法論が認可されているものに限る）
を想定しています。

３　なお、温室効果ガスの削減効果がある飼料添加物については、Ｊクレジット方法論等により効果が期待できる添加量が定められておりますので、過剰給与にならないよう適切な用量で使用するようにしてください。

問２　温室効果ガスの排出量はどのように算出すればいいですか。

１　温室効果ガスの排出量は､温室効果ガスインベントリ報告書に定められた計算式を基に、一酸化二窒素及びメタンの排出量を温室効果係数により二酸化炭素相当量に換算し、計上します。

２　計算に当たっては、別途配布しているインベントリ報告書を元に作成した計算シートをご活用ください。

３　なお、経営全体で温室効果ガス排出量を５％以上削減する必要がありますので、経営内で、家畜排せつ物処理方法や飼料添加物の給与方法を、現状から変更しない部分がある場合は、その部分も含めて、経営全体の温室効果ガス排出量を計算してください。

問３　現状の家畜排せつ物の処理方法が、何に該当するか分かりません。

家畜排せつ物の処理方法については、以下のとおりです。

【我が国の排せつ物処理方法の区分　（日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2025 年４月版、５-30 頁・表５-35））】

我が国の区分			排せつ物管理区分の概要
排せつ物分離状況		排せつ物処理区分	
ふん尿分離処理	ふん	天日乾燥	天日により乾燥し、ふんの取扱性（貯蔵施用、臭気等）を改善する。
		火力乾燥	火力により乾燥し、ふんの取扱性を改善する。
		炭化処理	無酸素あるいは酸素が不足した状況下で、高温で有機物を熱分解することにより炭化物を生産する。
		開放型強制発酵	スクープ式堆肥化施設など、開放型で強制通気や攪拌を行い数日から数週間で発酵させる。
		密閉型強制発酵	密閉縦型施設など、密閉型で強制通気や攪拌を行い数日から数週間で発酵させる。
		堆積発酵	堆肥盤、堆肥舎等に高さ 1.5-２m 程度で堆積し、時々切り返しながら数カ月かけて発酵させる。
		貯留（1 か月以内）	貯留槽（スラリーストア等）での貯留期間が１カ月以内で、その後、ほ場に散布するなどして農業利用する。
		貯留（１カ月超）	貯留槽（スラリーストア等）での貯留期間が１カ月を超え、その後、ほ場に散布するなどして農業利用する。
		焼却	ふんの容積減少や廃棄、エネルギー利用（鶏ふんボイラー）のため行う。
		メタン発酵	スラリー状の家畜排せつ物を嫌気的条件下で発酵させる。発生したメタンガスはエネルギー利用する。
		公共下水道	浄化処理や曝気処理等を行わず、公共下水道へ放流する。排出量は廃棄物分野で計上。
		産業廃棄物処理	産業廃棄物として処理。
		放牧	採食のための植生を有する土地で家畜を飼養する。
		その他	上記以外の処理を行っている。

	尿	開放型強制発酵 （曝気処理）	開放型施設で曝気処理を行っている。
		密閉型強制発酵 （曝気処理）	密閉型施設で曝気処理を行っている。
		浄化	活性汚泥など、好気性微生物によって、汚濁成分を分離する。
		貯留 （1 カ月以内）	上記ふんの貯留（1 カ月以内）に同じ。
		貯留 （1 カ月超）	上記ふんの貯留（1 カ月超）に同じ。
		メタン発酵	上記ふんのメタン発酵に同じ。
		公共下水道	上記ふんの公共下水道に同じ。
		産業廃棄物処理	上記ふんの産業廃棄物処理に同じ。
		その他	上記以外の処理を行っている。
ふん尿混合処理		天日乾燥	天日により乾燥し、ふんの取扱性を改善する。
		火力乾燥	上記火力乾燥に同じ。
		炭化処理	上記炭化処理に同じ。
		開放型強制発酵	上記ふんの開放型強制発酵に同じ。
		密閉型強制発酵	上記ふんの密閉型強制発酵に同じ。
		堆積発酵	上記堆積発酵に同じ。
		浄化	上記浄化に同じ。
		貯留 （1 カ月以内）	上記貯留（1 カ月以内）に同じ。
		貯留 （1 カ月超）	上記貯留（1 か月超）に同じ。
		メタン発酵	上記メタン発酵に同じ。
		公共下水道	上記公共下水道に同じ。
		産業廃棄物処理	上記産業廃棄物処理に同じ。
		放牧	上記放牧に同じ。
		その他	上記以外の処理を行っている。

問４　異なる排せつ物処理区分を併用する場合、温室効果ガスの排出量はどのように算出すればよいですか。

1　堆肥処理が終了するまでに複数の処理方法を経る場合は、それぞれの処理により、排出される温室効果ガスの排出量に「１／使用した処理方法の数」を乗じることで、処理方法別の排出量とし、合算して経営全体の排出量を算出してください。

２　例えば、１次処理を密閉式強制発酵で、２次処理を開放式強制発酵で行う場合は、一連の処理の流れに投入された家畜排せつ物を、それぞれの方法で処理した場合に発生する温室効果ガスの排出量を算出し、それぞれに1/2を乗じて、合算して全体の排出量とします。

問５　牛への脂肪酸カルシウムを給与する取組は対象になりますか。

１　家畜由来の温室効果ガスの削減方法については、Ｊクレジット方法論等の客観的なエビデンスに基づくものである必要があります。

２　脂肪酸カルシウムについては、飼料安全法において温室効果ガス削減効果がある資材として指定を受けていないため、その給与は、削減方法としては認められません。

問６　収益性向上タイプの省エネ優先枠のように、省エネ性能の高い機械装置や環境性能の高い農業機械を導入することを成果目標に設定できますか。

本成果目標の趣旨は、家畜飼養管理に直接的に関係する温室効果ガスの排出量を削減することであるため、機械装置の性能により環境負荷を低減させる取組は対象としていません。

問７　規模拡大や規模縮小に伴い、家畜の飼養頭羽数が変化する場合、どのように成果目標を設定すればいいですか。

温室効果ガスの排出量は家畜の飼養頭数により変動するため、目標年度までに規模拡大・規模縮小をする場合は、単位頭羽数当たりの排出量を算出して、目標値に設定してください。

問８　新たに経営を開始する場合、温室効果ガス排出量の現状値がありませんが、本成果目標を選択できますか。

１　排出量の現状値がない場合は、目標年度に予定する頭数規模において、温室効果ガスの排出削減の取組を行わなかった場合を仮定して、算出した温室効果ガス排出量を基準値（現

状値）とし、その基準値を５％以上下回る目標値を設定してください。

２　例えば、施設整備事業で、高度な家畜排せつ物処理施設（ロータリー攪拌機付き堆肥舎）を整備する場合、事業を活用しなかった場合、ホイルローダーによる切り返しで家畜排せつ物処理をしていたと仮定して、基準値を算出し、目標値を設定することができます。

Ⅳ　資源循環型農業の促進

【家畜ふん尿の堆肥化】

問１　堆肥販売量を飼養頭数と１頭当たりの排せつ物量から計算していいですか。また、どのような根拠資料が必要ですか。

１　本成果目標における、現状値及び目標値（実績値）の設定・評価に当たっては、家畜排せつ物が堆肥化され、販売されたことを確認する必要があるため、飼養頭数から堆肥販売量を推計することは適切ではありません。

２　必ず堆肥が実際に販売された量・単価を証明できる販売伝票や契約書等の証拠書類を準備いただくようお願いいたします。

問２　堆肥を販売ではなく、稲わら等と交換している場合も、堆肥販売量を成果目標として設定できますか。

耕種農家に堆肥を供給し、その対価として稲わらを受け取っている場合、堆肥の販売代金を受け取ってはいないものの、有価物として堆肥の販売代金に見合う量の稲わらを受け取っていると考え、堆肥の供給量を販売量として計上して構いません。

問３　堆肥を販売ではなく、自身のほ場に施用している場合も、自家使用量を堆肥販売量として成果目標に設定できますか。

１　本成果目標の趣旨は、単純に家畜排せつ物をほ場に散布するだけではなく、良質堆肥を生産し、それを耕種農家等に販売することで、資源循環型農業（耕畜連携）の取組を促進することにあります。また、良質堆肥を安定的・持続的に生産するため、堆肥生産に必要な費用を自ら賄うという観点から、堆肥は無償提供ではなく販売していただくことを基本

としています。

２　一方、自身のほ場に堆肥を還元し、飼料生産に活用することも、広く資源循環型農業を促進する取組であると言えるため、例えば、生産した堆肥を自家ほ場に還元することにより削減される化学肥料の購入量を、堆肥販売量に相当する効果として、成果目標に計上することができます。

問４　規模拡大（増頭羽）に伴い、堆肥販売量を増やす取組でも、成果目標に設定できますか。

規模拡大せず堆肥の販売量を増やす取組と同様に、規模拡大とともに堆肥の販売量を増やす取組についても、地域の資源循環を促進する観点で重要であることから、成果目標として適切だと考えています。

問５　新たに経営を開始する場合、堆肥販売単価を成果目標に設定できますか。

１　新たに経営を開始する場合、あるいは現状は堆肥センター等に家畜排せつ物処理を委託している生産者が自ら堆肥生産を開始する場合、地域の平均販売単価等を現状値として設定し、そこから５％以上増加させる目標値を設定する必要があります。

２　ここで言う地域の平均販売単価とは、協議会内の中心的な経営体の平均単価を想定しています。

【家畜ふん尿のエネルギー化】

問６　家畜ふん尿のエネルギー化とは、具体的にどのような取組を想定していますか。

具体的な取組としては、

・牛ふんを液肥化するために、バイオガスプラントを整備し、発電した電気を自家利用することで、電力使用量を低減する取組
・鶏糞焼却施設を整備し、発電した電気の自家利用や焼却時の熱を鶏舎の暖房として利用することで、電力使用量や燃料使用量を低減する取組

を想定しています。

問７　本成果目標を選択することで、バイオガスプラントの発電設備や鶏糞焼却施設に附帯する鶏糞ボイラー（暖房設備）も補助対象になりますか。

１　畜産クラスター事業の補助対象となる家畜排せつ物処理施設については、堆肥化処理等に直接的に関係するものに限定しています。

２　このため、バイオガスプラントや鶏糞焼却施設を整備する場合は、発電設備、メタンガス利用設備、鶏糞ボイラー等が補助対象に含まれないように注意してください。

Ⅴ　雇用創出

【共通】

問１　「飼養管理のために」とは具体的に何を想定していますか。

１　本成果目標における「飼養管理」とは、家畜の飼養管理と一体的な一連の作業を指しており、例えば以下のような作業が該当します。
・給餌・清掃等の家畜の飼育に係る作業
・ＧＰセンターにおける鶏卵選別・包装作業
・作付・収穫・調製等の飼料生産に係る作業（飼料生産組織における作業も含む）
・家畜排せつ物の堆肥化（ペレット化等の製品化工程を含む）に係る作業

２　一方、法人経営等における経理・庶務・営業を担当する事務員や、６次化に取り組む経営の製造・販売部門の従業員といった、飼養管理と一体的な一連の作業に全く関与しない者や畜産加工品の製品化に必要な者については、本成果目標における雇用人数に計上することはできません。

問２　なぜ雇用している家族は雇用人数に含まれないのですか。また、なぜ家族労働費は人件費に含まれないのですか。

１　本成果目標の趣旨は、取組主体において雇用人数・人件費を増加させることで、地域全体へ雇用創出の効果を波及させることですが、家族の雇用や給与の支払いは、地域への波及効果が期待できないため、雇用人数・人件費に含めることはできません。

２　なお、畜産クラスター事業における家族の定義は、「経営主の親、子、兄弟姉妹及び配偶者」としています。

問３　技能実習生、育成就労外国人及び特定技能外国人を雇用人数に含めて成果目標を設定していいですか。

１　技能実習制度は「開発途上地域等の経済発展を担う『人づくり』への協力」を目的としており、技能実習生はあくまでも研修目的で滞在しているため、労働力として扱うのは適

切ではなく、本成果目標における雇用人数に計上することはできません。

2　一方、特定技能制度は「国内人材を確保するため、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れること」を目的としており、特定技能外国人は即戦力の労働力として扱われるため、本成果目標における雇用人数に計上することができます。

3　これに加え、令和９年４月からは、育成就労制度が開始されますが、本制度は「特定技能水準の技能を有する人材を育成すること」を目的としており、育成就労外国人が「特定技能」の在留資格を有する人材へ移行することを想定しています。

4　このような背景から、育成就労外国人については、将来的に特定技能外国人となって地域産業を支えることで、一定の波及効果が期待できるため、雇用人数に計上できます。

【雇用人数】

問４　アルバイトやパートタイム労働者も雇用人数１人分として計上していいですか。

1　アルバイトやパートタイム労働者等の短時間労働者を雇用する場合は、当該経営におけるフルタイム労働者の労働時間を１人分とし、短時間労働者の労働時間に相当する人数分計上することができます。

2　ただし、繁忙期の緊急的な労働力として雇用するアルバイト等の恒常的に雇用されることが見込めない人数については、本成果目標における雇用人数に計上することはできません。

【人件費】

問５　人件費として成果目標に設定できる経費の基準を教えてください。賃金や福利厚生費など限定的な人件費を目標に設定できますか。

1　本成果目標における「人件費」とは、決算書や青色申告書上の「労務費」や「雇人費」の総額の他、賃金、福利厚生費といった個別経費を成果目標に設定することも可能です。

2　ただし、法律上事業者に加入が義務付けられている社会保険料等の法定福利費については、目標に設定することはできません。

3　また、問２のとおり、本成果目標の趣旨に沿わないため、役員報酬や家族労働費（専従者給与）も目標に設定することはできません。

4　なお、本事業は、成果目標の達成のために必要な施設整備・機械導入を支援するものであることから、事業を実施しなかった場合でも達成される（例えば、社会的な賃上げ率の動向等に合わせた）水準の目標値を設定することは不適切です（成果報告時には、地域の賃上げ率等を踏まえて、実績値を補正いただくことになります）。

問６　人件費を成果目標に設定する場合は、経営全体の人件費で設定する必要がありますか。

1　経営内の特定の従業員の人件費（給与）の増加を成果目標に設定した場合、経営規模の大小により、目標達成のハードルが異なってしまうため、基本的に経営全体の人件費を成果目標に設定いただく必要があります。

2　例えば、一つの経営内に飼料生産部門と家畜飼養管理部門がある場合、家畜飼養管理部門のみの従業員に限定して、人件費を増加させるという考え方はできません。

3　なお、経営全体の人件費を従業員１人当たりに割り戻した値を成果目標に設定することは可能です。

問７　省力化機械の導入等により雇用人数を減らした分、一人当たり人件費を増加させる取組も認められますか。

1　省力化機械・設備により、少ない人数で効率的に作業することは、経営の持続性を高める方法の一つであると考えています。

2　省力化機械の導入により、雇用人数と経営全体の人件費が減少したとしても、残りの従業員１人当たりの給与等を引き上げる計画であれば、本成果目標を設定することができます。

問８　酪農ヘルパーや肉用牛ヘルパーの利用料を人件費に含めることはできますか。

１　本成果目標の趣旨は、取組主体が人件費を増加させることで、地域全体へ雇用創出の効果を波及させることですが、
①酪農ヘルパーの利用料は、個人ヘルパーを除き、酪農ヘルパー利用組合等によって定められており、取組主体主導で人件費を増加させることができない
②利用回数を増やしたとしても、取組主体が直接ヘルパーを雇用するわけではないので、地域への波及効果が限定的である
③ヘルパーはあくまでも臨時で使用する労働力であり、施設整備・機械導入により必要になる恒常的に労働力は直接的な雇用により賄うべきである
といった理由で、ヘルパー利用料は本成果目標に馴染まないと考えています。

２　なお、農業経営における経費のうち、ヘルパーの利用料は人件費ではなく委託費に計上されるのが一般的です。

問９　人件費は年当たりの数値（年給等）で設定する必要がありますか。あるいは月当たり（月給等）でも構いませんか。

１　人件費の成果目標については、施設整備事業の場合は年当たりと月当たりのどちらで設定してもよいこととします。

２　一方、機械導入事業については、要望数が膨大であることによりシステムで管理を行っている関係で、年当たりのみでの設定をお願いします。

問10　時間外労働報酬（残業代）の増加により人件費を増加させるという成果目標の考え方はできますか。

１　長時間労働が社会問題になる中、たとえ残業代が支払われていたとしても、時間外労働が常態化している職場は健全ではありません。

２　また、畜産・酪農の労働負担を軽減するという政策方針にも添わないため、時間外労働が増えることで人件費を増加させるという成果目標の考え方は適切ではなく、給与の増加

により人件費を増加させる場合は、基本給の増加で目標を達成すべきと考えています。

3　ただし、人件費の現状値に時間外労働報酬が含まれており、明確に分離することが困難である場合は、時間外労働報酬を含んだ人件費を現状値として良いことにします。

問11　新たに経営を開始する場合、人件費の現状値がありませんが、本成果目標を選択できますか。

1　新たに経営を開始するとともに、従業員を雇用する場合は、雇用人数を成果目標に設定することを検討してください（この場合、雇用人数の現状値は０（ゼロ）になります）。

2　雇用人数ではなく人件費を成果目標に設定する場合は、現状値は０（ゼロ）ではなく、地域の平均値等を基準値として設定してください。

問12　人件費の地域平均はどのように計算すればいいですか。公的なデータではなく聞き取り等による数値でも構いませんか。

1　地域の平均値が証明できる公的データがない場合は、協議会内の同畜種・同規模の中心的な経営体に対する聞き取り結果を基にした推計値を現状値とすることができます。

2　ただし、推計値の妥当性を担保するため、最低３名へ聞き取ることとしてください。

Ⅵ　ブランド化・付加価値向上

【直売等への提供】

問１　直売への提供以外にどのような取組を想定していますか。

１　本成果目標における「直売等」とは、生産者が価格決定に関与しやすい販売方法を想定しているため、直売のほか、
・消費者に直接販売される道の駅やＥＣサイトを活用した販売
・実需者と直接取引される飲食店や小売店への契約販売
・食品加工メーカーへの原料供給
などを想定しています。

２　生産者自らが価格決定に関与する仕組みが構築されているのであれば、生産物の流通経路は問わないため、例えば、自身が出荷した牛を市場経由で買い戻し、精肉して販売するような形でも構いません。

問２　自社ブランドを特定の卸売業者を通じて販売している場合は、対象になりますか。

１　卸売業者を通じての販売は、通常の流通経路と変わらず、生産者が価格決定に関与しにくいことから、「直売等」には該当しません。

２　なお、生産者独自にブランド化を実施し、一般価格より高い価格で市場流通している場合は、成果目標「農場ＨＡＣＣＰ取得等による販売量又は単価の５％以上の増加」を選択し、当該ブランド生産物の販売量を増加させる取組を成果目標に設定することが可能です。

【農場ＨＡＣＣＰ等の取得によるブランド化】

問３　農場ＨＡＣＣＰ認証以外にどのような取組を想定していますか。

１　例えば、
・（一社）日本ＧＡＰ協会が実施する畜産ＧＡＰ認証制度

・ＪＡＳ法に基づく、有機ＪＡＳ認証制度
・（一社）日本草地畜産種子協会が実施する放牧畜産認証制度
・（公社）中央畜産会が実施するエコフィード利用畜産物認証制度
・環境負荷低減の「見える化」の取組（みえるらべる制度）
等を想定しています。

２　一方、上記以外の認証制度等を活用したブランド化でなくとも、ブランド化に向けた取組の内容の妥当性が確認できれば、生産者や生産者団体等が独自に実施するブランド化の取組も認められます。

問４　ブランド化の基準を教えてください。農場ＨＡＣＣＰ認証等を取得すればブランド化したことになりますか。

１　農場ＨＡＣＣＰ認証は、あくまでも衛生管理の向上を目的とした取組であり、その上で各経営者がブランド化の方法を考えていただく必要があるため、取得しただけでブランド化とはならないことに注意してください。

２　その上で、ブランド化の方法は様々ですので、特定の方法以外認められないことはありませんが、ブランド化の効果として、市場価格より高い単価で販売することや販売量を増加させることが必要です。

３　このため、ブランド化の具体的な内容と販売単価・販売量の関係から、当該ブランド化の取組が適当かどうか判断することになります。

問５　農場ＨＡＣＣＰ認証等の更新タイミングで報告する必要はありますか。

１　持続性向上タイプを実施した取組主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度までの毎年度、自らの取組の進捗状況について自己評価を行い、事業実施状況として、協議会を通じて都道府県に報告する必要があります。

２　事業完了年度以降に初めて農場ＨＡＣＣＰ認証等を取得した場合は、施設整備事業の場合は事業実施報告時、機械導入事業の場合は事業成果報告時に取得状況が分かる資料について、自己評価とともに提出してください。

３　なお、事業実施前から農場ＨＡＣＣＰ認証等を取得していた場合は、手続きの簡素化の観点から、事業実施状況報告の度に認証の維持・更新状況を報告する必要はありませんが、成果報告時には、最新の認証状況が分かる資料を成果報告書とともに提出してください。

問６　新たにブランド化に取り組む場合、現状値はどのように考えればいいですか。販売量の現状値は０（ゼロ）と考えていいですか。

１　事業実施前にブランド化する品目を生産している取組主体が、新たにブランド化に取り組む場合、販売量及び販売単価の現状値は、事業実施前（ブランド化する前）の販売量及び販売単価としてください。

２　新規就農や新たな品目の生産に取り組むといった理由のため、ブランド化する生産物の出荷実績がない場合は、販売量の現状値は０（ゼロ）とし、販売単価の現状値は、当該生産物の市場価格平均等を基準値として設定してください。

３　ただし、新たにブランド化に取り組む場合は、ブランド化に向けた具体的な計画を作成し、どのように目標値を達成する予定であるか説明できるようにしていただく必要があります。

問７　規模拡大（増頭羽）等に伴い、すでにブランド化している畜産物の販売量を増加させる取組でも、本成果目標を設定できますか。

一般的な製品より高い価格で市場流通している生産物について、補助事業を活用して規模拡大を行い、製品の価値を落とすことなく増産する取組であれば、当該生産物の販売量を成果目標に設定することができます。

Ⅶ　消費者の理解醸成

問１　すでに教育ファーム認証を取得している場合も、本成果目標を選択できますか。

１　すでに教育ファーム認証を取得している場合も、本成果目標を選択できます。

２　その場合、目標年度まで認証を継続しつつ、来場者数を常時従業員数×20人以上とする目標を設定してください。

問２　教育ファーム認証やファシリテーター認証の更新タイミングで報告する必要はありますか。

１　持続性向上タイプを実施した取組主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度までの毎年度、自らの取組の進捗状況について自己評価を行い、事業実施状況として、協議会を通じて都道府県に報告する必要があります。

２　事業完了年度以降に初めて教育ファーム認証等を取得した場合は、施設整備事業の場合は事業実施状況報告時、機械導入事業の場合は事業成果報告時に取得状況が分かる資料について、自己評価とともに提出してください。

３　なお、事業実施前から教育ファーム認証等を取得していた場合は、手続きの簡素化の観点から、事業実施状況報告の度に認証の更新状況を報告する必要はありませんが、成果報告時には、最新の認証状況が分かる資料を成果報告書とともに提出してください。

問３　目標値を計算するために必要な「常時従業員数」の考え方について教えてください。

１　本成果目標における「常時従業員数」とは、収益性向上タイプで定義されている「正規雇用者」（期間の定めの無い労働契約を結んでいる雇用）と同様であり、契約期間が限定されたアルバイトやパートタイム労働者は含まれません。

２　ただし、従業員を雇用せず教育ファーム活動を行う家族経営もあり、常時従業員が１以

上でないと成果目標の設定ができないことから、作業に従事する経営者及び家族労働者も「常時従業員」に含めて良いこととしています。

問４　目標年度の常時従業員数が、現状より減少しても大丈夫ですか。

１　従業員を何人雇用するかについては、各取組主体の経営判断によるため、事業上の制限はありませんが、事業実施前に比べて目標年度の常時従業員数が減少する計画の場合は、目標値とする来場者数は、「事業実施前の従業員数×20人」より多い人数としてください。

２　また、事業実施前に比べて目標年度の常時従業員数が減少しない場合においても、従業員１人当たりの来場者数が減少しないような計画としてください。

問５　小中学校等への出張講義の参加者数を来場者数として計上していいですか。

本事業は、自らが設定した成果目標の達成に必要な施設整備・機械導入を支援するものであるため、施設・機械を必要としない出張講義の来場者数を、成果目標に設定することはできません。

問６　本成果目標を選択することで、見学者の受け入れに必要な体験スペースや消毒設備も補助対象になりますか。

１　本事業の補助対象は家畜の生産工程に直接関係するものに限定されているため、体験活動のみに使用するスペース等の生産工程に関係しない施設･機械は補助対象になりません。

２　一方、見学者が農場に立ち入る際に必要な消毒設備については、通常の家畜生産に必要であると見なせる範囲内で補助対象になり得ます。

３　なお、消毒液等の消耗品は補助対象外です。

Ⅷ　新規就農・経営継承

問１　どのような者を支援チームの構成員にすればいいですか。

１　本成果目標における経営支援チームとは、新たな担い手となる新規就農者・経営継承者に対して、孤立や離農することなく安定して経営が継続できるよう支援することを目的に、経営面及び技術面からサポートを行うことを趣旨として構築するものになります。

２　このため、可能な限り広く、経営面及び技術面の助言を行うことができる者（都道府県、市町村、畜産協会、コンサルタント、畜産農家等）を構成員に含めてください。

３　なお、新たな担い手が安定的な経営を行うためには、継続的に支援チームがサポートを行っていくことが重要であるという観点から、本成果目標については、事業実施年度の翌年度から成果目標年度までの期間、毎年３回以上支援会議を開催する必要があります。

問２　協議会内の既存の枠組みを活用して支援チームを構築していいですか。

協議会の構成員に、経営面及び技術面からサポートを行うことが可能な者が含まれており、十分に新規就農者・経営継承者の支援を行うことが可能であれば、協議会の既存の枠組みを活用して支援チームを構築することは差し支えありません。

問３　新規就農者・経営継承者の基準を教えてください。

１　本成果目標を選択できる新規就農者・経営継承者の基準は、「（研修期間等を除き）家畜の飼養管理を開始してから５年以内であること」とします。

２　また、経営継承者の場合は、経営継承の実効性を担保するため、基本的に事業実施年度に、現経営主から経営移譲を受けていただくことになりますが、
（１）現経営主が経営移譲計画（様式不問）を有していること
（２）（１）の計画において、後継者が特定されていること
（３）（１）の計画において、経営移譲時期が明確であり、当該時点において、後継者が

就農後５年以内であること
（４）事業実施年度に経営移譲できない理由を有していること
が確認できる場合は、特例的に事業実施翌年度以降の経営移譲を認めています。

３　なお、経営継承は、第三者からの継承及び親族からの継承のどちらも対象となりますが、個人経営の場合は、青色申告上の経営主変更、法人の場合は、法人登記の名義変更を要するものとします。

問４　目標年度までに後継者に引き継ぐ計画で現経営主が事業参加することは可能ですか。

１　現在の経営主が経営移譲計画を有しており、後継者が特定されていて、移譲時期が明確である場合は、「後継者のための経営支援チームを構築し、成果目標年度まで（事業実施年度の翌年度から５年度後まで）に年３回以上の支援会議を実施する」として成果目標を立てた上で、現在の経営主が取組主体として事業参加することは差し支えありません。

２　ただし、法人化せずに経営継承を行う場合は、補助対象財産を後継者に移譲するに当たり、補助事業に係る財産処分及び補助条件の継承に関する承認手続きや資産贈与に伴う税制上の手続きが生じる可能性がありますので、よく手続きを理解の上、現経営主と後継者のどちらが事業参加申請をするのかを検討するようお願いします。

問５　法人経営の引継ぎの場合は対象になりますか。

１　法人経営の場合であっても、後継者に経営を引き継ぐ又は５年以内に引き継ぐ予定であり、登記の名義変更をともなう場合は、本成果目標の対象となります。

２　ただし、経営継承時点で、後継者は就農から５年以内である必要があり、同法人において従業員として勤務している期間も就農に当たりますので、ご留意ください。

問６　本成果目標を選択することで、家畜導入が可能になりますか。

１　家畜導入については、農協や地方公共団体等が、取組主体として整備した施設と一体的に家畜の貸付を行う取組に対して支援しているところです。

２　家畜導入に対する支援を過剰に行うと、畜産物の需給に影響を及ぼすおそれもあり、支援のあり方について、慎重に判断する必要があることから、本事業においては、新たに経営を開始する者又は新たな畜産の経営部門を開始する者に限定して家畜導入を支援しております。

３　このため、本成果目標を選択したとしても、既に畜産経営を行っている者に対する家畜導入は、補助対象にはなりません。

Ⅸ　家畜輸送の社会的課題への対応

問１　家畜運搬車を新たに導入したいのですが、出荷日数の考え方について教えてください。

１　家畜運搬車については、複数の取組主体が共同利用するものも補助対象になります。

２　共同利用の場合は、家畜運搬車を活用する全ての畜産農家で算出していただきますが、それぞれの農家が混載することなく、同日に家畜運搬車を利用した場合は、家畜の運搬回数×農家数を日数として算出しても差し支えありません。ただし、１農家が同じ日に複数回家畜運搬車を利用したとしても、１日として計上してください。

３　なお、出荷日数には、
（１）と畜場及び家畜市場までの中継地点（公共育成牧場、地域中継所等）への運搬
（２）運搬車の管理（点検、車検等）
（３）共進会などの地域の公共的なイベント
（４）災害時や緊急時の避難
を含めることも可能です。また、出荷先が遠方であったり、アニマルウェルフェアの観点で休憩が必要だったり等、相応の理由があり運搬が日をまたぐ場合は、かかった日数分カウントしてよいこととしています。

問２　成果目標「出荷頭数の５％以上の増加」について、出荷頭数の考え方を教えてください。

１　出荷頭数は、子牛、育成牛、初任牛、肥育牛など、家畜市場やと畜場へ出荷する総数で設定してください。

２　なお、病畜の輸送・搬出については、出荷頭数に含めることはできません。

問３　家畜運搬車を農場から市場及びと畜場への運搬に使用しつつ、農場間の運搬にも使用することは認められますか。

１　と畜場及び家畜市場への運搬で主に使用するのであれば、農場間の家畜運搬に利用しても問題ありません。

２　成果目標については、と畜場への出荷や、牛を購買した家畜市場からの運搬、牛を販売するための家畜市場への出荷のために、農家から農家へ運搬する場合は成果目標に含めても差し支えありません。ただし、

・と畜場及び家畜市場への出荷や買取及び農家から農家への運搬が同日の場合は、１日と算出。
・と畜場及び家畜市場への出荷や買取と関連のない農家から農家への運搬は、成果目標の算出に含めることができません。

問４　交配時期を決めているため、月により出荷頭数に大きな差がありますが、任意のひと月の出荷日数を目標値に設定していいですか。

１　成果目標は任意のひと月で設定することも可能ですが、家畜市場及びと畜場の出荷の両方に使用することを要件としているため、家畜市場及びと畜場の両方に運搬する月を選択することが望ましいと考えております。

２　なお、ほかにも任意の複数月（２～12か月）の平均値で成果目標を設定することも可能です。

問５　月当たりの出荷頭数は変えず、複数の市場に分散して出荷することで、家畜運搬車を使用する日数（出荷日数）を増やす取組は認められますか。

１　出荷頭数は変えずに複数の市場に分散して出荷する等、出荷日を分散させる取組も対象となります。

２　ただし、１日あたりの出荷頭数が減るにもかかわらず、家畜運搬車が必要であることの理由については整理いただき、家畜運搬計画等に説明を記載いただくなど要望提出の際に根拠書類の提示をお願いします。

問６　取組主体が新たに運転手を雇用するという成果目標は設定可能ですか。

１　家畜運搬車の導入に当たっては、実施要領別紙2－2の第８の２に掲げる成果目標のうち、2－5）家畜輸送の社会的課題へ対応の他にも、2－1）雇用創出、2－4）新規就農・経営継承を選択することも可能です。

２　このため、2-1）雇用創出の成果目標を選択し、運転手等の雇用を増加する目標を立てた上で事業を実施していただくことは差し支えありません。

３　なお、成果目標の達成のために必要な機械を導入するため、成果目標と機械導入の必要性が関連しているものであるかについては、よく整理いただくようお願いします。

X　動物福祉（アニマルウェルフェア）の実践

問１　「アニマルウェルフェア畜産物」の基準を教えてください。

１　本成果目標における「アニマルウェルフェア畜産物」とは、特定の基準を設けているものではなく、各取組主体におけるアニマルウェルフェアに配慮した取組の内容がどのように販売量及び販売価格の向上に繋がるのかというストーリーの妥当性をもって判断されるものです。

２　具体的な取組内容については、
①　農林水産省の「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」を理解し、これに基づく飼養環境の改善に励むこと
②　同指針に関する「チェックリスト」を用いた①の実施状況の確認を行うこと
③　②で問題があった項目については、改善に向けた取組を行うこと
を想定しています。

３　事業実施に当たっては、取組が「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」の記載のうち、どのような点の改善につながり、それにより、成果目標をどのように達成できるかを具体にご説明いただく必要があります。

問２　具体的にどのような取組をすればアニマルウェルフェアを実践したことになりますか。アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の項目にいくつ以上取り組む必要があるといった基準はありますか。また、アニマルウェルフェアの認証を取得する必要がありますか。

１　問１のとおり、各取組主体におけるアニマルウェルフェアに配慮した取組の内容がどのように販売量及び販売価格に繋がるのかという観点で確認しますので、
・アニマルウェルフェア指針の項目に〇個以上取り組まないといけない
・都道府県等が実施するアニマルウェルフェアの認証を取得しないといけない
といった制約はありません。

２　一方、認証等の取得は、「アニマルウェルフェア畜産物」としてのブランディングや販売促進の一助になるとも考えられるため、ご自身の判断で認証制度の活用をご検討ください。

問３　アニマルウェルフェアの取組が販売単価の向上に繋がる理屈の妥当性をどのように判断すればいいですか。認められる取組の具体例を教えてください。

１　アニマルウェルフェアの取組は様々ありますが、需要側のニーズに基づいて、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を行うことで、需要側に生産物の付加価値を訴求し、販売単価を向上させることが考えられます。

２　例えば、採卵鶏についてケージ飼いからエンリッチドケージや平飼いへ転換するなど、流通や小売、消費者などから引き合いのある高度なアニマルウェルフェアに配慮した畜産物生産に取り組むことで、付加価値（コスト増も勘案）を上乗せした価格で販売されている例があります。

３　一方、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の改善に取り組むことで、販売量及び販売単価が増加したとしても、その増加が、生産物の付加価値向上の取組によるものでない場合は、支援対象の取組として不適当です。

４　例えば、ストレスの少ない飼養管理を行うことで、酪農において、生乳中の体細胞数（乳価へのペナルティ）を減らす取組や、肉用牛肥育において、肉質を改善し、枝肉価格を向上させる取組等については、付加価値向上の取組ではなく、生産効率改善の取組であるため、持続性向上タイプ（アニマルウェルフェア）ではなく、収益性向上タイプの活用もご検討ください。

問４　なぜ他の成果目標とは違い、販売量と販売単価の両方を増加させる必要があるのですか。

１　本事業で施設整備を実施した経営においては、経営の持続性を向上させる観点から、「アニマルウェルフェア畜産物」の生産に取り組み、しっかりと販売に繋げていくことが重要です。

２　そこで、アニマルウェルフェアに配慮した畜産物の生産・販売に確実に取り組んでいただくため、整備する施設規模に見合った販売量を確保していただくことに加え、経営が持続可能となるように、コストに見合った再生産可能な販売単価を実現させることを求めています。

問５　すでにアニマルウェルフェアに取り組んでいるので、これ以上販売単価を向上させることが困難です。

１　本成果目標を選択する場合においては、問４のとおり、アニマルウェルフェアに配慮した畜産物の生産・販売に確実に取り組んでいただくため、整備する施設規模に見合った販売量を確保していただくことに加え、経営が持続可能となるように、コストに見合った再生産可能な販売単価を実現させることを求めています。

２　本事業に参加いただく場合は、現状の飼養管理方法の維持ではなく、成果目標の達成に向けた、よりアニマルウェルフェアに配慮した生産方式への転換に取り組んでいただく必要があります。

問６　酪農の場合、販売単価が乳価交渉により決定されるので、個別農家の取組で販売単価を向上させることができません。

特色ある生乳に対するプレミアム乳価で取引している場合や、６次産業化し自ら加工販売している場合など、酪農においても、販売単価の向上が期待される取組もありますが、自助努力のみでは販売単価の向上を見込めない状況であれば、その他の成果目標を検討いただくようお願いします。

ＸＩ　家畜疾病対策の強化・高度化

問１　疾病発生率・事故率の減少率はどのように計算すればいいですか。現状値が５％の場合は、０％にしなければならないのでしょうか。

１　本成果目標については、事業実施前の飼養頭羽数当たりの発生件数・事故件数を現状値として、目標値を設定します。

２　例えば、以下のように目標値を設定してください。
現　状：飼養頭数：100頭、疾病発生件数：５件、疾病発生率：0.04件/頭（５％）
目　標：飼養頭数：200頭、疾病発生件数：６件、疾病発生率：0.03件/頭（３％）
減少率：0.04件/頭→0.03件/頭（25％減少）

３　ただし、現状の疾病発生率又は事故率が０％の場合は、現状値を下回る目標値を設定することができないため、本成果目標を選択することはできません。

４　なお、疾病発生率については、１頭が複数回疾病に罹患した場合に延べ罹患頭数として積み上げて算出することは不可とし、疾病に罹患した実頭数のみで算出をお願いします。

問２　疾病発生率は、特定の疾病に限定して設定してもいいですか。

疾病発生率については、経営全体の発生率でも任意の疾病の発生率でも成果目標に設定することができます。

問３　搾乳牛の低カルシウム血症や肥育牛の第四胃変位など非感染症の発生率を目標に設定できますか。

１　本成果目標の趣旨は、飼養管理方法や農場の衛生機能の改善により、家畜疾病の発生率や事故率を低減させる取組を支援するというものです。

２　搾乳牛の低カルシウム血症や肥育牛の第四胃変位といった、当該疾病の発生と飼養管理方法が関連する場合は、施設整備・機械導入の効果として、発生率が低減する妥当性があ

るため、成果目標に設定できます。

3　一方、繁殖障害等の複合的な原因による引き起こされる疾病については、事業の効果以外の要因で発生率が低減する場合も想定されるため、適切な事業評価を行う観点から、成果目標として設定する場合には、施設整備・機械導入との因果関係の妥当性を十分に整理してください。

問4　高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生率を目標に設定できますか。

1　本成果目標は、農場の衛生機能の強化・高度化により、疾病発生率や事故率を低減させ、生産性を向上させることを趣旨としています。

2　高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫といった家畜伝染病予防法により殺処分が義務付けられている法定伝染病については、発生させないように予防することが重要であり、本成果目標の趣旨に沿わないことから、成果目標に設定することはできません。

3　上記の家畜伝染病の予防の観点から、施設整備をする場合は、消費・安全対策交付金の活用もご検討ください。

問5　事故率について、経営全体の事故率で設定する必要がありますか。分娩事故率や肥育期間事故率など、特定期間の事故率を目標に設定できますか。

1　疾病発生率・事故率は基本的に経営全体の数値を成果目標に設定する必要がありますが、繁殖部門における分娩事故率や肥育部門における肥育期間事故率といった、事故原因、集計期間等が異なる事故率の考え方がある場合は、任意の事故率に限定して、成果目標に設定できます。

2　一方、妥当な理由なく特定期間のみを抽出（例：○月～△月の事故率）して、成果目標を設定することはできません。

3　また、施設整備・機械導入が農場全体に与える効果を適切に評価するため、経営の一部（特定の畜舎・エリア）を切り出して事故率を算出することはできません。

問６　暑熱対策を行うことで、熱射病の発生率を減少させる取組は、成果目標として認められますか。

１　熱射病は、家畜の生産性を低下させ、経営全体に悪影響を与えるため、近年、夏季における暑熱対策に取り組むことが非常に重要となっています。

２　畜産・酪農経営の持続性を向上させるため、持続性向上タイプにおいては、熱射病を家畜疾病の一種として位置付け、その発生率を低減させる取組を成果目標に設定できることとしています。

３　なお、整備する施設や導入する機械により熱射病の発生率が減少することに因果関係があり、説明が可能である必要があります。

ＸⅡ　野生鳥獣害防止対策

【被害面積の減少】

問１　被害面積の考え方を教えてください。ほ場の一部が被害を受けた場合、どこまでを被害面積に計上するか判断が難しいです。また、何が被害の根拠資料になりますか。

１　被害を受けた部分の実面積から設定いただくこととなりますが（現状の被害がない場合は、原則として選択不可、問３参照）、被害面積を細かく切り分けられない場合は、区分できる区画全体が被害を受けたものとして、算出することが可能です。

２　被害の根拠資料として、作業日誌（野帳）等の被害記録、被害状況の写真が該当しますので、被害状況が証明できるように記録を取ってください。

問２　野生鳥獣による被害であれば、どんな動物による被害も面積に計上できますか。

１　本成果目標の趣旨は、牧草地や飼料畑において、野生動物の侵入防止・防除対策を実施することで、食害や掘り起こし等の被害を減少させる取組を支援するというものです。

２　この際、被害の原因となる動物種は限定していませんが、整備する施設・導入する機械により期待される効果と取組の内容が整合している必要があります。

３　例えば、「野鳥による食害を受けた面積を低減させるために侵入防止柵を整備する」という取組は、施設整備と期待する効果の因果関係が成立しないため、当該被害面積を成果目標に設定することはできませんが、レーザーによる野鳥防除機器を導入する場合は、因果関係が成立するため、当該被害面積を成果目標に設定することができます。

【被害件数の減少】

問３　被害件数の考え方を教えてください。地方自治体に報告した件数が被害件数になりますか。また、何が被害の根拠資料になりますか。

１　被害件数については、地方自治体に報告した件数に限らず、家畜であれば被害を受けた頭数、牧草ロールや飼料袋であれば被害を受けた個数を件数として報告して差し支えあり

ませんが、被害件数を定量化することが難しい場合は、目標として設定することはできません。

2　被害の根拠資料としては、作業日誌（野帳）等の被害記録、被害状況の写真が該当しますので、被害状況が証明できるように記録を取ってください。

問４　閉鎖型の施設を整備することで、ネズミ等の小動物による被害件数を低減させる取組も支援対象になりますか。

1　問２の被害面積の考え方と同様に、本成果目標においても、被害の原因となる動物種は限定していませんが、整備する施設・導入する機械により期待される効果と取組の内容が整合している必要があります。

2　例えば、小動物の侵入防止効果の高い施設を整備することで、被害件数を低減させるという取組は想定し得ますが、一般的にハード面でネズミの侵入を完全に防止することは困難であるため、成果目標として設定する場合には施設整備との因果関係の妥当性を十分に整理してください。

【共通】

問５　野生鳥獣の被害を受けていない農場が本成果目標の選択をすることはできますか。

1　本成果目標の趣旨は、野生鳥獣による被害面積又は件数の低減を図るというものです。このため、現在被害が生じておらず、現状値が０となる場合はこれ以上低減することができないことから、原則として、本成果目標は選択できません。

2　ただし、実績のない新設農場に限っては、周辺で鳥獣害被害が出ており、いつ被害を受けるかわからないような状況下に置かれることも想定されることから、地域等の統計値を現状値として使用し、本成果目標を設定することを可能とします。

　地域等の統計値を現状値として使用する場合は、農場が所在する市町村及び農場に隣接する市町村の統計値を用いることを基本としますが、

・所在市町村及び隣接市町村が統計値を公表していない場合は、都道府県の統計値
・所在市町村及び隣接市町村で被害実績がない場合は、都道府県の統計値もしくは、近隣エリアの統計値

を用いてもよいこととします。

ＸⅢ　多様性の確保

【希少血統の種雄牛造成】

問１　どのような取組が対象になるか教えてください。

１　黒毛和種の繁殖農家が、希少血統の種雄牛造成へ協力する取組が対象になり、具体的には以下の取組を想定しています。

①　種雄牛造成のため、希少血統種雄牛と自身の飼養する繁殖雌牛を計画交配させ、希少血統候補種雄牛となる子牛を生産する取組

②　希少血統候補種雄牛の現場後代検定のため、希少血統候補種雄牛と自身の飼養する繁殖雌牛を計画交配させ、現検調査牛となる肥育素牛を生産する取組

２　なお、取組を実施する繁殖農家が、必ずしも育種組合や改良組合に所属している必要はありません。

問２　希少血統の種雄牛の精液利用や蒔き牛としての利用は対象にならないのですか。

１　問１のとおり、本成果目標は、種雄牛造成の一部の工程への協力をもって「希少系統の種雄牛造成」に取り組んでいるかどうかを判断するものです。

２　造成した種雄牛の精液利用や蒔き牛として利用する取組は、希少血統種雄牛を「造成」する取組ではないため、この取組をもって、本成果目標を選択することはできません。

３　なお、希少血統種雄牛の利用により、自らの繁殖雌牛群を改良し、希少血統雌牛の割合を増やす取組については、後述のとおり、その割合を成果目標として設定できます。

問３　種雄牛そのものを飼養する取組は対象にならないのですか。

１　希少血統種雄牛の造成のためには、地域の繁殖農家の協力が不可欠であることから、その協力体制を構築するため、地域一体となって、繁殖雌牛を計画交配に供する取組を成果

目標として設定できるようしています。

2　一方、種雄牛そのものは上記の取組の成果物であり、その飼養管理自体は、必ずしも地域の協力を要しないため、種雄牛を飼養管理するだけでは本成果目標は選択できません。

3　種雄牛を飼養管理するための牛舎や検定施設といった家畜改良増殖関連施設の整備については、強い農業づくり総合支援交付金の活用をご検討ください。

4　なお、種雄牛を飼養する農家であっても、
・自身が飼養する希少血統種雄牛の後継種雄牛を作出する際に、自身の繁殖雌牛と計画交配を実施する
・希少血統雌牛の飼養割合を５％以上にする
といった遺伝的多様性に配慮した取組を行うことで、繁殖牛舎等の整備を実施できます。

問４　「希少血統」の基準を教えてください。遺伝子保有確率や近交係数で判断すればいいのでしょうか。また、どのような根拠資料が必要ですか。

1　本成果目標における「希少血統」種雄牛とは、黒毛和種において、繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛以外の種雄牛のことを言い、「希少血統」候補種雄牛とは、「希少血統」種雄牛を父牛に持つ雄牛のことを言います。

2　具体的な「希少血統」種雄牛は、以下の利用が多い種雄牛のリスト「以外」の種雄牛となります（優良繁殖雌牛更新加速化事業にも同様のリストが掲載されておりますので、ご参考ください）。

No	各号	登録番号	No	各号	登録番号
1	愛之国	黒原 5747	13	勝平正	黒原 4349
2	秋忠平	黒原 5460	14	勝美糸	黒原 5957
3	暁之藤	黒原 6333	15	金華光	黒原 6329
4	秋光花	黒原 6452	16	北小糸	黒 15850
5	糸勝百合	黒原 6249	17	紀多福	黒原 6059
6	梅華福	黒原 5979	18	北福波	黒原 3793
7	奥晴花	黒 15500	19	北美津豊	黒原 6571
8	勝金幸	黒原 6182	20	北美津久	黒 15433
9	勝忠平	黒原 3800	21	清正秀	黒 15392
10	勝俊桜	黒原 6266	22	銀恋	黒 15499
11	勝乃幸	黒原 5630	23	金太郎３	黒原 5271
12	勝早桜５	黒 14289	24	耕富士	黒原 5400

25	孔明桜	黒原 6326	61	秀幸福	黒原 5406
26	幸紀雄	黒原 5297	62	秀正実	黒原 5401
27	咲早桜 5	黒原 6341	63	姫勝久	黒 15785
28	幸男	黒原 6235	64	姫百合	黒 15604
29	茂晴花	黒 14619	65	平茂晴	黒原 3712
30	茂洋	黒原 4257	66	博紅葉	黒原 6225
31	茂福久	黒原 5837	67	福勝鶴	黒 15576
32	白清誉	黒 15562	68	福之鶴	黒 15451
33	真乃介	黒原 6136	69	福之姫	黒原 5689
34	聖香藤	黒原 5642	70	福晴茂	黒原 6062
35	関平照	黒原 5986	71	福増	黒原 5273
36	千寿剣	黒 15558	72	福増鶴	黒 15455
37	第１花国	黒 12510	73	富久竜	黒 15026
38	隆之国	黒 13809	74	正忠平	黒原 6441
39	貴隼桜	黒原 5976	75	益華明	黒原 6241
40	拓忠平	黒原 6224	76	丸若土井	黒原 5858
41	武平俊	黒 15894	77	満天白清	黒 15024
42	知恵久	黒 15080	78	美国桜	黒原 5204
43	美百合	黒原 6279	79	美津金幸	黒 15056
44	哲重	黒 15791	80	美津照重	黒 13968
45	鉄晴幸	黒原 6188	81	美津百合	黒原 4990
46	直太郎	黒原 5313	82	峰勝姫	黒 15559
47	奈緑	黒 15527	83	美穂国	黒原 4617
48	夏百合	黒原 5815	84	桃白鵬	黒原 6214
49	奈津百合１	黒原 5928	85	安亀忠	黒原 5908
50	二刀流	黒 15391	86	安福久	黒原 4416
51	野喜久	黒原 6347	87	百合茂	黒原 4086
52	白鵬８５の３	黒原 5360	88	百合白清２	黒原 5361
53	白隆鵬	黒 15467	89	百合美	黒 15380
54	華勝栄	黒原 6204	90	百合未来	黒原 5996
55	花清光	黒原 5595	91	喜亀忠	黒原 5136
56	花国安福	黒原 4899	92	喜亀平	黒 15841
57	華忠良	黒原 5564	93	芳之国	黒 14203
58	花之福	黒原 6112	94	芳悠土井	黒原 4945
59	華春福	黒原 4756	95	諒太郎	黒原 5605
60	秀菊安	黒 13747	96	若百合	黒原 5553

３　なお、本リストは毎年度更新されますので、希少血統種雄牛・候補種雄牛に該当するか

どうかは、計画交配の交配日時点の最新年度のリストを参照して判断してください。

問５　自家農場でＯＰＵ-ＩＶＦを行い、自身の繁殖雌牛に受精卵移植をしていますが、この場合、本成果目標を選択することで、採卵室等も補助対象になりますか。

１　ＯＰＵ－ＩＶＦを実施するための採卵室等については、生産に係る基本的な飼養管理工程に直接関わる施設ではないため、作出した受精卵を販売するか否かに関わらず、補助対象になりません。

２　採卵室のような家畜改良増殖関連施設の整備については、強い農業づくり総合支援交付金の活用をご検討ください。

【希少血統雌牛の飼養】

問６　「希少血統雌牛」の基準を教えてください。遺伝子保有確率や近交係数で判断すればいいのでしょうか。また、どのような根拠資料が必要ですか。

１　本成果目標における「希少血統」の雌牛とは、黒毛和種において、雌牛の父牛として利用が多い種雄牛「以外」の種雄牛を父牛に持つ雌牛のことを言います。

２　利用が多い種雄牛のリストについては、問４をご参照ください。

３　なお、本リストは毎年度更新されますので、希少血統雌牛に該当するかどうかは、当該繁殖雌牛が農家の繁殖台帳に記載された（満９か月齢に達した）時点で、最新年度の利用が多い種雄牛のリストを参照して判断してください。

問７　自家保留ではなく、希少血統雌牛を外部導入して飼養割合を増やす取組も認められますか。

１　希少血統雌牛の外部導入により、飼養割合を増やしても構いません。

２　その場合、導入時点の最新年度の利用が多い種雄牛のリストを参照して、希少血統繁殖雌牛に該当するか判断してください。

問８　目標年度までに優良繁殖雌牛更新加速化事業のリストが更新された場合、どの時点のリストを参照して、希少血統雌牛の飼養割合に係る成果目標の達成状況を判断すればいいですか。

１　問６，７のとおり、自家保留牛であれば、繁殖台帳に記載された（満９か月齢に達した）時点のリストを、外部導入牛であれば導入時点のリストを参照して、希少血統雌牛に該当するか判断します。

２　したがって、自家保留・外部導入時点で、希少血統だった（父牛がリストに掲載されていなかった）繁殖雌牛で、目標年度にその父牛がその時点の最新のリストに掲載されていたとしても、希少血統雌牛として扱います。

３　逆に、自家保留・外部導入時点で、希少血統ではなかった（父牛がリストに掲載されていた）繁殖雌牛については、目標年度にその父牛がその時点の最新のリストに掲載されていない場合でも、希少血統雌牛として計上することができません。

問９　現状で希少血統雌牛の割合が５％を超えている場合は、どのように成果目標を設定すればいいですか。

現状で、繁殖雌牛の全飼養頭数に対する希少血統雌牛の頭数の割合がすでに５％を超えている場合は、現状値を上回る割合を目標値として設定してください。

【短期肥育】

問10　短期肥育牛の基準を教えてください。

１　本成果目標における「短期肥育牛」とは、家畜改良増殖目標において定められている、品種ごとの目標数値（月齢）以下のものを言い、具体的には下表のとおりです。

品種等	肥育終了月齢（出荷月齢）
黒毛和種	27.0か月
褐毛和種	24.0か月
日本短角種	27.0か月
乳用種	18.0か月
交雑種	24.0か月

２　ただし、経営において当該品種の平均出荷月齢がすでに上記の目標数値を下回っている場合は、平均出荷月齢を現状より下回る月齢となる目標を設定してください。

問11　黒毛和種から交雑種に切り替えることにより、出荷月齢を早める取組は認められますか。

本成果目標においては、品種ごとに短期肥育牛の割合を評価することになりますので、本事業の成果目標の達成判断として、一般的に肥育期間の短い品種の出荷頭数を増加させることにより、経営全体で短期肥育牛の割合を増加させるという考え方は認められません。

問12　現状で短期肥育牛の割合が５％を超えている場合は、どのように成果目標を設定すればいいですか。

現状で、全出荷頭数に対する短期肥育牛の出荷頭数の割合が５％を超えている場合は、現状値を上回る割合を目標値として設定してください。

【素牛の早期出荷】

問13　早期出荷素牛の基準を教えてください。

１　本成果目標における「早期出荷素牛」とは、家畜改良増殖目標において定められている、品種ごとの目標数値（月齢）以下のものを言い、具体的には下表のとおりです。

品種等	肥育開始月齢（出荷月齢）
黒毛和種	8.0か月
褐毛和種	8.0か月
日本短角種	8.0か月
乳用種	7.0か月
交雑種	7.0か月

２　ただし、経営において当該品種の平均出荷月齢がすでに上記の目標数値を下回っている場合は、平均出荷月齢を現状より下回る月齢となる目標を設定してください。

問14　現状で早期出荷素牛の割合が５％を超えている場合は、どのように成果目標を設定すればいいですか。

現状で、全出荷頭数に対する早期出荷素牛の出荷頭数の割合が５％を超えている場合は、現状値を上回る割合を目標値として設定してください。